縦覧用

犬山市農業委員会総会議事録

１．令和８年７月２７日午後２時００分犬山市役所２階２０５会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

１．総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

１．当日の出席委員は次のとおりである。

１番	田中　幸子		２番	松浦　繁明	欠席
３番	小川　豊		４番	齋藤　ゆみ	
５番	日比野　陽平		６番	安田　忠雄	
７番	大島　哲己		８番	寺澤　克己	
９番	保浦　富成		１０番	吉野　弘司	

１．本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎　直人	次長	宮田　隆志
統括主査	大藪　剛士	書記	中川　碧
書記	後藤　悠真		

１．総会の顛末は次のとおりである。

１．午後２時００分、寺澤会長が議長席につき、９名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者２名の指名を行う。

１番	田中　幸子	５番	日比野　陽平

縦覧用

議長　　それでは議案一覧表に基づき、第３４号議案から第３７号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局　　説明を始めさせていただきます。

議案書１ページをご覧ください。第３４号議案、農地法第３条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書２ページをご覧ください。番号１番。申請事由は以前より申請地の耕作管理を行っており、今後も引き続き耕作管理を行うためです。

【議案説明】

申請地は以前より借人が耕作管理しております。貸人は高齢で営農が困難であり、今後借人が申請地の耕作管理を行うことで話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、７月２１日に羽黒・池野地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、申請地で自然薯を育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

続いて番号２番。申請事由は以前より申請地の耕作管理を行っており、今後も引き続き自宅付近である申請地の耕作管理を行うためです。

【議案説明】

借人は本申請地の付近に住んでおります。貸人は高齢で耕作管理が困難であり、今後借人が申請地の耕作管理を行うことで話がまとまったため本申請となりました。

縦覧用

本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、７月２１日に楽田地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、申請地で自然薯を育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案所の３ページをご覧ください。第３５号議案、農地法第５条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書の４ページをご覧ください。番号１番。申請事由は駐車場用地が必要なためです。

【議案説明】

借人は、食堂の経営や弁当等の製造を営む法人です。

現在、申請地隣地で飲食店を営んでおり、駐車場が不足しております。不足する駐車場用地を探していたところ、貸人との話がまとまったため、申請地隣地と一体で駐車場用地として利用するため本申請となりました。

こちらは平成６年１２月頃より、本申請地を駐車場として利用していたため、その旨の始末書が添付されております。

地図資料の９ページをご覧ください。申請地はコンクリート舗装をし、雨水は集水桝にて集水後、一体利用地とともに西側排水路にて処理します。汚水排水は駐車場用地のためありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１２番、ｴ-(ｱ)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40％を超えている区域にある農地で、第３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、ｴ-(ｲ)、許可することができる、に該当します。

議案書の５ページをご覧ください。第３６号議案、農地転用許可後に係る事業計画変更承認願い意見決定についてです。

【議案説明】

議案書６ページをご覧ください。

申請地は平成１１年１２月１５日に農地法４条及び５条の許可のあった案件です。

自己用住宅を建設するにあたり、建築物及び居住者を変更するため本申請となりました。

また、駐車場はカーポート設置から露天駐車場へ変更となりました。

現在は工事着工前であり、変更承認後はすみやかに事業計画に従って自己用住宅の建設を行う計画です。

地図資料の１３ページ及び１６ページをご覧ください。

雨水及び汚水の最終桝の位置が住宅南側から住宅の北側へ変更となりました。

また、汚水排水は浄化槽処理後西側道路側溝での処理から西側下水道接続へ変更となりました。

議案書の７ページをご覧ください。第３７号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の８ページから１１ページをご覧ください。今月の案件は、１７件です。

【議案説明】

整理番号１番から３番については犬山地区、番号４番から６

番については城東地区、番号８番から番号１７番については羽黒・池野地区、番号７番については楽田地区です。

議案の説明は以上です。

議長　　ただいま事務局から第３４号議案から第３７号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

議長　　ご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

１５分ぐらいということで、１４時４５分まで地区審議をお願いします。

１４時３０分　地区審議
１４時４５分　　開議

議長　　それでは、総会を再開します。

農地法第３条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

１番について、羽黒・池野地区お願いします。

大島委員　　７番の大島です。

１番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　２番について、楽田地区お願いします。

吉野委員　　１０番の吉野です。

２番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第３４号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定

してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第３５号議案、農地法第５条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

１番について、羽黒・池野地区お願いします。

大島委員　　７番の大島です。

１番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第３５号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第３６号議案、農転許可後の事業計画変更について意見の決定を求めます。

１番について、楽田地区お願いします。

吉野委員　　１０番の吉野です。

１番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第３６号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第３７号議案に入りますが、本議案には寺澤委員、保浦委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第３１条第１項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。

なお、退席後、議長不在となることから、退席後は小川副会長に議長をお願いしたいと思います。

【寺澤委員、保浦委員退席】

議長（副会長）　続いて第３７号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

１番から３番について、犬山地区お願いします。

田中委員　１番の田中です。

１番から３番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長（副会長）　４番から６番について城東地区お願いします。

齋藤委員　４番の齋藤です。

４番から６番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長（副会長）　８番から１７番について羽黒・池野地区お願いします。

大島委員　７番の大島です。

８番から１７番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長（副会長）　７番について、楽田地区お願いします。

吉野委員　　１０番の吉野です。
７番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長（副会長）　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第３７号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長（副会長）　それでは本議案について可と決定しました。
寺澤委員、保浦委員は席へお戻りください。
これをもちまして議長役を会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

【寺澤委員、保浦委員着席】

議長　　続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局　　議案書１２ページをご覧ください。第９号報告、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理についてです。
議案書の１３ページから１４ページをご覧ください。今月の報告は６件です。

議長　　ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長　　何もないようですので、報告は終了しました。
これで本日予定しました案件は全て終了しました。
これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

縦覧用